

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3242号及び第3243号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup>松村 <sup>まさお</sup>雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「（請求内容抜粋）市庁舎及び環境創造局コンプライアンス担当部署に相談している事案に関するものです。5月22日に相談したさい、泉土木事務所については泉区役所総務の担当になるので、きょうのことは泉区役所に伝えておくと言われていました。②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。なお審査請求人が提供している関連文書等は不要」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3242号】

- (2) 「請求人が提起している、特定公園の指定管理者及びこれを構成する団体である特定会社のいわゆる「偽装」、「二重請求」疑惑に関連するものです。これまで本事案について関係する部署が（南部公園緑地事務所とは限らない、すべての関連部署）調査した結果、あるいはどのような対応をしたかわかる文書すべて。継続中のものを含む。議事録・メモ等一切合切。なお請求人が提供している関連文書等は不要。」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3243号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3242	令和5年6月16日	令和5年7月20日	令和5年10月17日	令和5年11月16日	個人	市長
3243	令和5年6月16日	令和5年7月25日	令和5年10月17日	令和5年11月20日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3242	「(請求内容抜粋) 市庁舎及び環境創造局コンプライアンス担当部署に相談している事案に関するものです。5月22日に相談したさい、泉土木事務所については泉区役所総務の担当になるので、きょうのことは泉区役所に伝えておくと言われています。②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。なお審査請求人が提供している関連文書等は不要」(以下「本件保有個人情報」という)	保有個人情報不開示 <b>不存在</b> (当該開示請求の件に関する対応について、文書を取得及び作成しておらず、保有していないため。)	原処分妥当
3243	「請求人が提起している、特定公園の指定管理者及びこれを構成する団体である特定会社のいわゆる「偽装」、「二重請求」疑惑に関連するものです。これまで本事案について関係する部署が(南部公園緑地事務所とは限らない、すべての関連部署)調査した結果、あるいはどのような対応をしたかわかる文書すべて。継続中のものを含む。議事録・メモ等一切合財。なお請求人が提供している関連文書等は不要。」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報不開示 <b>不存在</b> (請求人が提起している、特定公園の指定管理者及びこれを構成する団体である特定会社のいわゆる「偽装」、「二重請求」疑惑に関連する当該開示請求に係る保有個人情報は取得、作成しておらず、保有していないため。)	原処分妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3242	<p><b>《総務課の関わりについて》</b></p> <p>各区役所の総務課は、区役所における人事、予算や職員の労務等、区役所における総括的な役割を果たしている。局との窓口的な機能を担うこともあり、総務局コンプライアンス推進課からの連絡も、総務課において受けている。</p> <p>審査請求人は、環境創造局(現在のみどり環境局)南部公園緑地事務所所管の特定公園の指定管理者による指定管理業務と泉土木事務所による水路管理に関する委託業務において水路等の管理が二重に行われていること、泉土木事務所の受託者は指定管理者の構成企業であることから、当該受託者が報酬を二重に請求している、との主張(以下「審査請求人の主張」という。)をしており、泉区総務課も同様に総務局コンプライアンス推進課から本件相談に係る連絡を受けた。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、保有個人情報開示請求書や審査請求書等の記載内容から、特定公園の水路敷の管理に関する次のものと解される。</p> <p>ア 「②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。」</p>

答申 番号	判断の要旨
3242	<p>(以下「個人情報1」という。)は、審査請求人の主張に関して相談した件について、泉区総務課が調査した内容や結果に係る情報である。</p> <p>イ 「③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。」(以下「個人情報2」という。)は、審査請求人の主張に関して、上記ア以外で泉区役所が作成、保有している情報である。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報について作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 個人情報1について</p> <p>本件について泉土木事務所は、区長への説明を行った。当該説明の場では、泉土木事務所職員による口頭での経緯報告であったこと、報告すべき上司等もその場に同席していたことから、泉区総務課では特段の記録は残さなかった。また、当該説明により審査請求人の主張に係る事実確認ができたため、その後、調査や事実確認は行わなかった。</p> <p>(イ) 個人情報2について</p> <p>泉土木事務所が区長説明で使用した文書は発注・契約等の資料であり、対象保有個人情報には当たらないと判断した。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>ウ また、本件保有個人情報開示請求後に泉区総務課が取得した「特定公園内水路緑地管理委託」に関する発注・契約等の資料についても、本件保有個人情報開示請求の対象ではなく、また、他に本件保有個人情報開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3243	<p><b>《公園の指定管理者制度について》</b></p> <p>横浜市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者制度を導入している。公園又はその一部の管理に関する業務については、横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第28条の2により、平成16年7月から指定管理者制度を導入している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、開示請求書や審査請求書等の記載内容から、特定公園の指定管理者に関して、審査請求人が「偽装」、「二重請求」疑惑等と主張している特定公園の水路敷を含む特定川の維持管理について、調査した結果及びどのような対応をしたかわかる議事録・メモ等の文書と解される。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報について作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 指定管理者は維持管理基本水準書に記載された考え方や管理目標に合わせて管理運営を行う。維持管理基本水準書とは、指定管理者に公園を管理運営させるにあたり横浜市側が要求している維持管理水準を示した文書である。</p> <p>(イ) 審査請求人からの申出を受け、公園の管理の範囲や草刈りについての記載に関し、維持管理基本水準書を再度確認したところ、特定川の草刈りが指定管理者の業務ではないことが明らかであったため、維持管理基本水準書の確認のほかには調査を行っていない。また、確認作業の際にメールやメモ等の作成はしていない。</p> <p>イ 当審査会においても、当該維持管理基本水準書を確認したが、このような実施機関の説</p>

答申 番号	判断の要旨
	明に不自然、不合理な点は認められない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（開示請求に対する措置）

第 82 条 （第 1 項省略）

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881